

佛教大学における喫煙環境

その現状と課題

北川 治・山本哲裕・吉田 英・
梶山絵美子・駒村和美・吉尾泰孝

〔抄 録〕

2003年5月より「健康増進法」が施行され、各機関、施設では、受動喫煙防止に向けて様々な取り組みが始まった。そのような時期に、本学の構成員を対象に喫煙・禁煙問題に対する意識調査を行った。その回答を分析した結果をふまえて、現在の本学のたばこ問題に対する取り組みについて考察し、その問題点、課題などを検討したうえで、その取り組みをより充実させ、より発展させるための方策を示した。

キーワード：たばこ、受動喫煙、分煙、健康増進法、マナー

は じ め に

佛教大学構内（紫野キャンパスを指す）においては、これまで、歩きたばこや灰皿のない場所での喫煙行為等が多く見受けられた。特に館内廊下での受動喫煙状況の悪さは、多くの人から指摘されてきた。しかし、それらに関する改善策は、大学側からほとんど提示されてこなかった。あったとしても、「歩きたばこ禁止」という張り紙や吸殻の投げ捨てに対するの注意程度であった。歩きたばこが原因の火事や火傷など、常に事故の危険を伴っていた。また、それだけでなく非喫煙者の受動喫煙や、喫煙者自身の健康問題なども大きな問題である。

世界的には、1970年代からWHO（世界保健機関）が喫煙規制に取り組み始め、各国への働きかけがなされるようになり、欧米に遅れはとるが、わが国においても喫煙規制に乗り出した。2003年5月1日には「健康増進法」が施行され、同25条において「受動喫煙の防止」が謳われた。これにより、不特定多数の者が利用する場所での喫煙に規制がかけられるようになった。これに前後するようにして、各地方自治体での行動計画の策定に加え、各大学における館内全面禁煙や敷地内全面禁煙などの実施・導入が進められている。

そこで、本研究はこれらを背景に、今日のたばこを取り巻く社会的な動きの整理と学生・教

員・職員（以下、「構成員」とする）を対象としたアンケート分析から、佛教大学での喫煙状況の改善を推進するにはいかなる方法が適当であるのかを考察する。⁽¹⁾

1. 今日の喫煙環境と喫煙対策

（1）たばこによる健康被害とその防止対策

近年、国際的にたばこによる健康被害が問題視されるなか、以下に述べるようにたばこに関する規制が強化されてきている。このたばこの害には、喫煙によるニコチン依存症や肺がん等の増加がよく挙げられる。しかし問題とされるのはこれだけではない。今日では非喫煙者が間接的にたばこの煙に曝露され、吸引させられる、いわゆる「受動喫煙」での健康被害がたばこの害として注目されている。主に受動喫煙の際に吸い込む副流煙には、ニコチンや窒素酸化物などの有害物質が、喫煙者が吸い込む主流煙よりも2倍から50倍多く含まれていることが明らかとなっている⁽²⁾。主流煙よりもはるかに有害である副流煙を吸い込むため、受動喫煙による肺がん発症率の上昇や気管支喘息など、呼吸器官等に障害を及ぼす危険性が高く、問題となっている。

こうしたたばこによる健康被害を防止すべく、1970年以降、継続的にWHOが各国へ喫煙規制対策の実施を勧告し、特に欧米諸国では積極的な喫煙規制対策がとられるようになった⁽³⁾。2003年5月にはWHO総会によって「たばこ規制枠組み条約」が採択され、たばこの危険性をたばこの箱に表示する必要性が示されるなど、一層たばこに関する規制が強まっている。

（2）わが国の喫煙状況と喫煙対策

今日のわが国における喫煙状況を喫煙者率の統計で見ると、2002年、男女計で30.9%であった⁽⁴⁾。近年わが国における喫煙者率には低下の傾向がみられてはいるが、依然として先進諸国の中において高い水準で推移している⁽⁵⁾。しかしわが国においては喫煙に対する規制が進まないため、禁煙推進とともに、受動喫煙の防止対策を進めることが重要な課題となってきた。

これまで国家が示してきた受動喫煙対策としては主に、1997年旧厚生省が、1)「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(2003年改定)によって「喫煙者と非喫煙者の間で合意を得やすい空間分煙を進める」ことを明示し⁽⁶⁾、2)「公共の場所における分煙のあり方検討会報告書」で分煙のあり方の具体的内容を記したことの2つが挙げられよう。

また、2000年には、2010年を目途とした健康づくり運動の目標を示した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」で、たばこに関する運動目標について「受動喫煙の害の排除」等が示された⁽⁷⁾。この目標は、2003年5月1日に施行された「健康増進法」第25条によって「受動喫煙の防止」として法的に位置づけられた。条文では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利

用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」と定めている。

今回の健康増進法第25条の施行によって、施設管理者の受動喫煙防止対策が努力義務として法的に位置づけられた。このことは、わが国において大きな進展である。

この法律の理念実現の具体策として、2003年4月に厚生労働省より「受動喫煙防止対策について」が通知された。ここでは喫煙対策において、全面禁煙が「受動喫煙防止対策として極めて有効である」との認識を示したが、まずは施設の規模や構造などの差異をふまえ、「施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める」ことが必要とされた。

また、2002年4月厚生労働省より「分煙効果判定基準検討会報告書」が提出され、「喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように」、受動喫煙防止の措置が必要と示された。

このように、現在、たばこに関して、法的に受動喫煙の防止の義務づけがなされる社会情勢となっている。そして、多数の者が利用する公共の場や学校等での喫煙対策が実施されはじめ、地方自治体の「歩きたばこ禁止条例」の制定、実施や大学における分煙・禁煙対策の実施という流れが起きている。そこで、喫煙による健康被害の防止のための、地方自治体と大学における具体的な取り組みの事例を以下に述べる。

(3) 地方自治体における喫煙対策

「健康日本21」では、「国民健康づくり運動」推進のために、各都道府県で具体的な地方計画の策定をたばこに関する項目も含めて進めることが示されている。この結果、2003年7月現在すべての都道府県において地方計画が「策定済み」である⁽⁸⁾。ここでは喫煙対策の計画を具体的に取りまとめた、神奈川県「かながわ禁煙・分煙行動計画」⁽⁹⁾を取り上げ、地方自治体における喫煙対策の方向性を述べる。

この「かながわ禁煙・分煙行動計画」は、2001年に策定された「かながわ健康プラン21」のなかの「重点取組事項の一つ」として、禁煙・分煙の推進の「21世紀を担う人々の健康を守るための具体的な行動指針」が示されたものである。

「かながわ禁煙・分煙行動計画」では、まず2010年度までの目標をたて、喫煙による健康被害を提示し、目標と対応した形で神奈川県における喫煙・分煙・禁煙希望の状況がそれぞれ調査された。そして、県としての喫煙対策の行動計画を策定したうえで、「個人」とその「個人を支える」各所での取り組み目標と具体的な取り組み内容が示された。

神奈川県と同様のたばこ対策に関する積極的な取り組みは、大阪府や東京都、また仙台市などの自治体においてもみられる。たばこに関する対策の指針制定の流れは、今後も各地に広まっていくと予想される。

（４）大学における喫煙対策

2003年5月からの健康増進法の施行により、同第25条で施設名として最初に示されている学校においても受動喫煙の防止を目指した対策が必要となった。そのため、教職員、学生に加え外来者に対する受動喫煙対策が迫られる大学においても、その取り組みが求められることとなった。以前から禁煙や分煙を実施していた大学に加え、今日ではさまざまな大学において喫煙対策がとられるようになってきている。

S大学では、創立以来学生に対しては喫煙を禁じてきたが、2003年4月より教職員・外来者を含めての敷地内全面禁煙が実施された。またW大学では2004年4月からの禁煙支援を前提とした敷地内全面禁煙実施が計画されており、2003年8月より分煙実施などの試行がされている。

しかし、W大学のように喫煙者に対する禁煙支援体制をとりながらでも、全面的な禁煙を進めることには若干の問題点がある。病院において禁煙支援を前提とした全面禁煙を実施した際、隠れての喫煙が目立ったという報告⁽¹⁰⁾があるように、必ずしも禁煙が受動喫煙の防止とはなっていないのである。

そこで喫煙対策を実施している大学の多くは、喫煙者と非喫煙者の間で合意を得やすい空間分煙によって受動喫煙を防止している。「学校の禁煙」ホームページ⁽¹¹⁾では、さまざまな大学における分煙・禁煙状況を紹介しているが、多くの大学の実施方法は館内禁煙となっている。また、喫煙場所の設置や歩きタバコに対する規制、灰皿の設置数を減らすなど、さまざまな喫煙対策が講じられている。

しかし、大学から禁煙・分煙の実施が決定され、実行に移された際、その取り組みの主体となる構成員がその規制を守らない事態も報告されている⁽¹²⁾。受動喫煙の防止対策がまだまだ不十分であることや、構成員の受動喫煙による健康被害に対する意識や喫煙マナーの意識が低いため、大学における受動喫煙防止実現には大学側の積極的な取り組みや、構成員の喫煙マナーに対する意識の向上が求められている⁽¹³⁾。

以上見てきたように、世界的に喫煙に対する規制が強化されるなか、わが国においても健康増進法第25条により、具体的な受動喫煙の防止対策が迫られている。現在、自治体では喫煙対策の行動指針の策定が進められ、また、大学においては、禁煙、分煙対策が実施されている。そこで、こうした社会的情勢の下での、佛教大学における受動喫煙の防止に向けての取り組みについて述べる。

2. 佛教大学におけるたばこを取り巻く環境状況 構成員を対象としたアンケート調査

(1) 健康増進法施行以前の佛教大学の環境状況

佛教大学においては、これまで喫煙・禁煙に関して、個人的な話題や議論、以前からの事務局内の禁煙は行われていたが不十分なものであった。また、教員・職員に対しては、学内報やホームページの掲示板にて支援、啓発の動きはあった。くわえて、灰皿の設置場所や研究室での喫煙については、消防署の指導を受けての対策がなされてきたが、これはあくまでも「防火面」での取り組みであり、構成員の健康面や環境問題の配慮からのものではなかった。

2001年、国際標準化機構の定める環境マネジメントシステム規格、ISO14001認証取得に向けて関係部署による打ち合わせ等が行われたときには、環境問題という観点で喫煙・禁煙問題についても取り上げられたと思われるが、認証取得に至らなかったこともあり、具体的な方策を講じることや大学組織全体としての大きなムーブメントには至らなかった。そのため、構内では図書館、食堂を除きどこでも喫煙可能であり、歩きたばこ館内廊下での喫煙は受動喫煙の環境をつくりだしていた。さらに、構内の2箇所にたばこの自動販売機があることで、未成年者でも容易に購入することが可能な環境にあった。

このような環境状況にあって、佛教大学の構成員に対して、佛教大学内での喫煙環境についての意識と、どのような改善策を望んでいるのか等についての調査を実施した。

(2) たばこに関する意識調査

1) 調査の概要

本調査の実施の意図は、佛教大学の学生・教職員の喫煙の実態と大学内での喫煙環境に対する意識を把握することである。幅広い人びとの実態と意識を明らかにするため、学生にくわえ教職員もアンケート対象にした。

調査概要は以下の通りである。

・調査方法...質問紙法(資料1)

・配布方法...教員に対しては、2003年5月28日に各メールボックスへ配布した。

職員に対しては、同日に各課を訪問して配布を依頼した。

学生に対しては、6月3日、10日の講義終了後に配布した。

・回収方法...教員・職員に対しては回収箱を設置し、6月6日までに投函する方式をとった。

学生に対しては配布時に記入してもらい、その場で回収する方式をとった。

・分析方法...調査統計パッケージSPSSを使用した。図の作成は表計算ソフトExcelを使用した。

本調査は5月の下旬から6月の中旬にかけて実施された調査であるが、その途中に佛教大学から館内禁煙試行実施の公示(7月21日)があったため、本調査時における意識と現在の意

識とは多少異なっている可能性がある。しかし筆者らはこれらの質問が現在も佛教大学内の喫煙環境を考える際の重要な資料となると考える。

・ 調査対象の内訳 回収総数... 409 名

所属：学生（大学院生を含む）... 210 名（51.3 %）教職員... 187 名（45.8 %）
不明... 12 名（2.9 %）

性別：男性... 183 名（44.8 %）女性... 162 名（39.6 %）不明... 64 名（15.6 %）

喫煙者・非喫煙者の割合：喫煙者... 81 名（19.8 %）非喫煙者... 280 名（68.5 %）
元喫煙者... 34 名（8.3 %）不明... 14 名（3.4 %）

年齢別：20 歳未満... 91 名（22.2 %）20 歳代... 142 名（34.8 %）30 歳代... 63 名（15.4 %）
40 歳代... 34 名（8.3 %）50 歳代... 41 名（10.0 %）60 歳代... 24 名（5.9 %）
70 歳代以上... 5 名（1.2 %）未記入... 9 名（2.2 %）

2) 調査の分析結果

本調査は、資料 1 の通り様ざまな角度から質問を行ったが、本稿ではその主なものに絞って分析結果を報告する。

①喫煙者の意識，マナーについて

前述のように喫煙者の割合は、全体の約 20 %（81 名）である。その喫煙者に対して大学内でのマナーにかかわる行動と禁煙の意志を尋ねた回答結果が図 1 である。

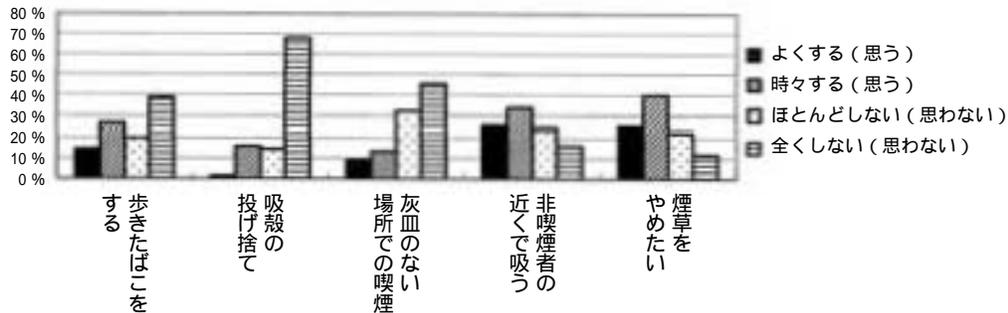


図 1 大学内での喫煙マナーに関する行動と喫煙の意志

これらのデータを見て特に注目されるのは、歩きたばこをする人の割合が「よくする」と「時々する」を合わせると約 40 %、「非喫煙者の近くで吸う」という割合でも 60 %の喫煙者が「よくする」「時々する」と答えていることである。また、60 %の人が「煙草をやめたい」と答えている。

②学内の環境について

図2は学内の灰皿の設置数についての意識, 図3は歩きタバコをしている人を見る頻度, 図4はタバコ自動販売機の必要性を尋ねた結果である。

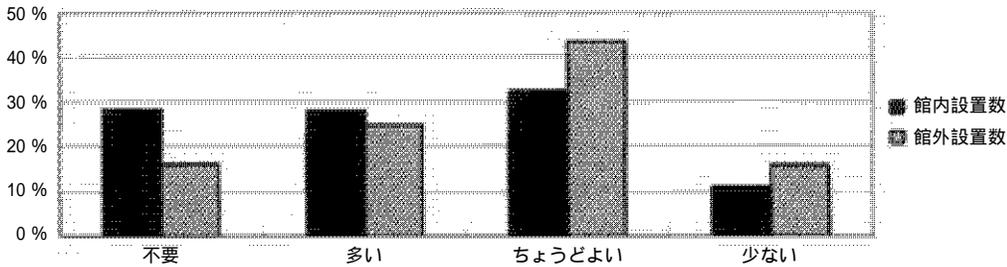


図2 灰皿の設置数についての意識

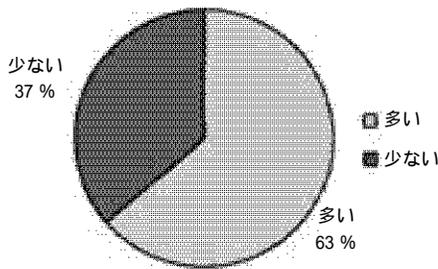


図3 歩きタバコをしている人を見かける頻度

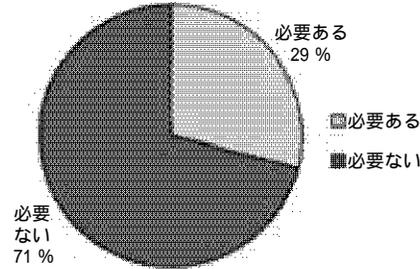


図4 タバコ自動販売機設置の必要性

灰皿の館内の設置については半数の人が, 館外でもほぼ4割の人が「不要」またはその数が「多い」と答えている点は注目に値する。また, 歩きタバコをしている人を見かける頻度が「多い」と答えた人が6割を超えている。

タバコ自販機の設置の必要性は7割もの人が「必要ない」と答えている。

③タバコの害について

「タバコに関する諸問題を考えたことがありますか」という質問をしたところ, 有効回答数の92%にあたる355名の人が「考えたことがある」と答えている。図5はタバコの害についてどのような知識があるかを尋ねた結果である。

タバコの害に対する知識の有無では, タバコの害として有名な呼吸器系疾患やガンなどは「知っている」と回答した人は多いが, あまり話題にならない免疫力の低下や経済に対する影響などに関して「知っている」と回答した人は少ない。受動喫煙に関しては非禁煙者は78%で, 喫煙者は77%が知っていると答えている。

佛敎大学における喫煙環境（北川 治）

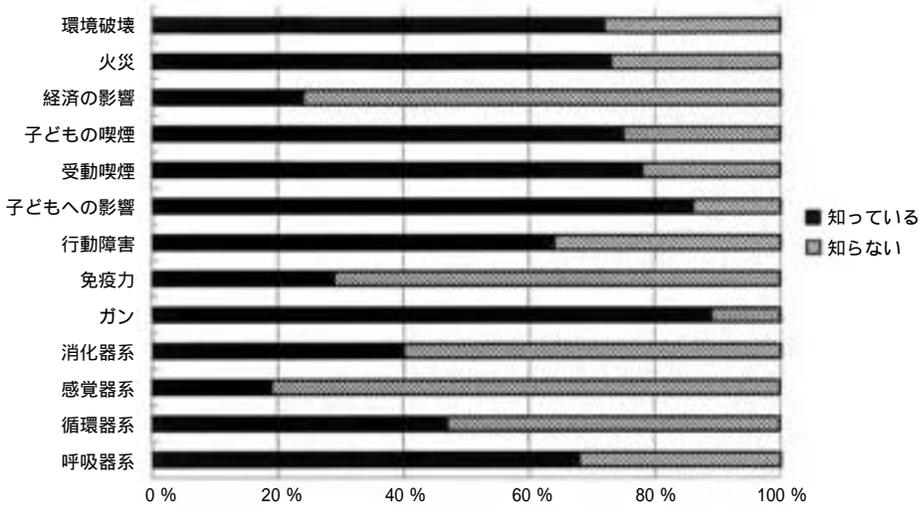


図5 たばこの害や問題に対する知識

④佛敎大学の望むべき喫煙環境の在り方について

「これからの学内の喫煙環境の在り方」という問への回答が図6である。

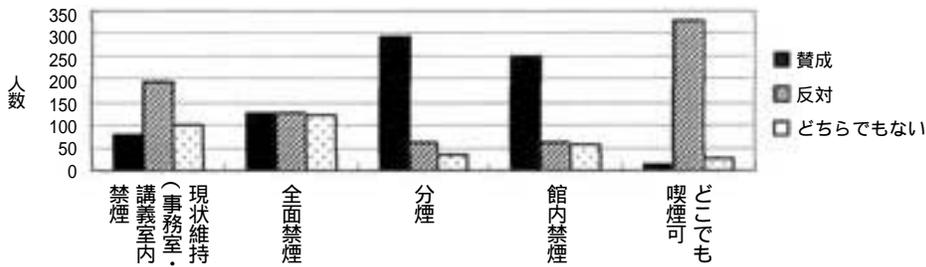


図6 これからの大学内喫煙環境の在り方

この結果、分煙や館内禁煙には賛成者が多いが、全面禁煙については賛否が分かれている。

図7は「もし、本学で禁煙が実施されたとき、あなたはどのように協力しますか」という問への回答である。

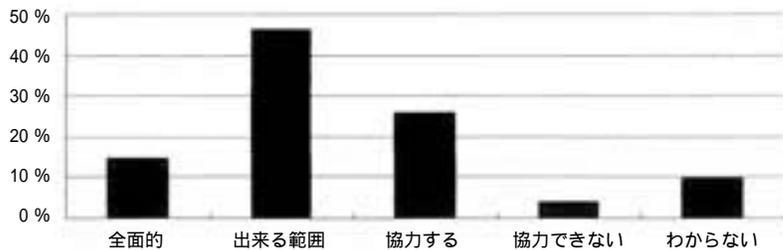


図7 禁煙実施に際しての協力の可能性

この間に、「全面的に」「出来る範囲で」「協力する」をあわせると86%の人が協力できると回答している。

⑤ 佛教大学側に望むこと

図8は「大学で禁煙が実施された場合大学に求める支援方法としてどのようなものが望まれるか」を質問した結果である。

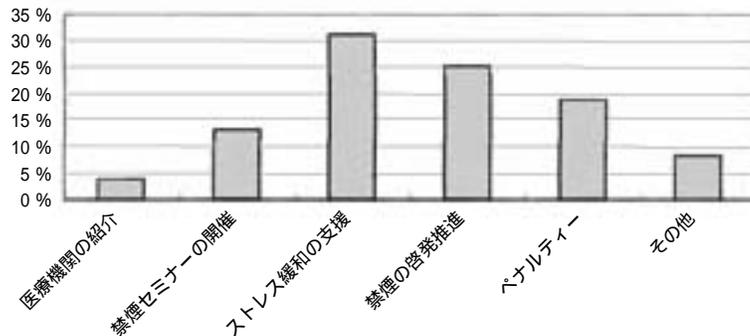


図8 大学に求める支援方法

ここで、「ストレス緩和の支援」や「禁煙に対する啓発を行うべき」という意見が多かった。喫煙者、非喫煙者別にまとめたのが図9である。ここからは喫煙者・非喫煙者問わず、「ストレス緩和の支援」を求めていることがわかる。注目できるのは非喫煙者、元喫煙者に「啓発促進」が多かったことである。

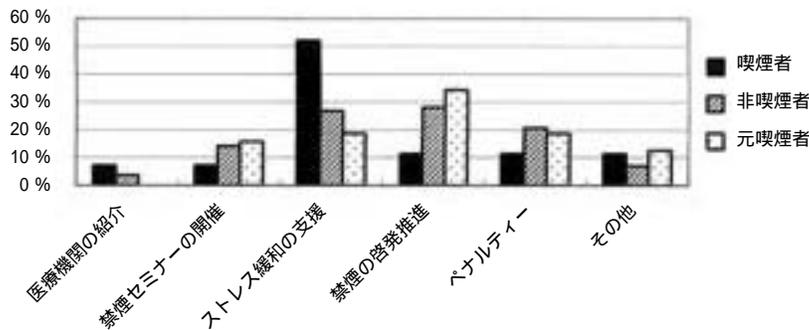


図9 喫煙・非喫煙者別に見た求める支援方法

⑥ 要望・意見

自由記述欄に67名(16.4%)の回答を得た。そこで主なものを原文のまま紹介する。

- ・全面禁煙は反対です。もしそうなればボイステや所かまわず喫煙者が増加し、かえって火災や環境問題などが悪化し、今より無秩序な状態になることが十分予想できます。やはり「分煙」がもっとも理想的です。

- ・私はタバコを吸わないので、吸われている人が禁煙の状況になる状態がどんなものかあまり想像が付きません。気分転換程度に吸われるのはいいとは思うので喫煙ルームがよいのでは。
- ・全面禁煙を実施して私を救ってください。本当は苦痛なのでいやだがこのくらいせんと私はやめられないと思う。まず、自分が禁煙することが第一課題となる。私のようなヘビーな喫煙者はすでに病気だと思う。強制的な力の助けがないととてもじゃないがやめられない。麻薬と同じ。
- ・禁煙は不要。分煙を徹底させればよい。喫煙権もある。
- ・たばこを吸わない人だけの利益を考えて禁煙にするのはやめてほしい。

このほかにもたばこ問題を考える上で参考になる多様な意見があったが、紙幅の関係上割愛する。

以上のように、本調査によって佛教大学の構成員の喫煙環境に対する意識がわかった。

次に健康増進法施行以後の大学の取り組みについて述べる。

（3）最近の大学側の取り組みと現状

現在、佛教大学においては、2003年7月21日から全館での館内禁煙が実施されている。この館内禁煙実施に至った経緯は、次のとおりである。

6月中旬頃、大学運営会議において、学長より「健康増進法」の施行にともない、館内禁煙の実施が提案された。それを受けて、委員会の設置が決定し、総務課、通信教育部総務課、学生課、管理課によって委員会が組織された。委員会では早急に、通信教育部の夏期スクーリングが開講される2003年7月21日から全館館内禁煙を試行、同年10月1日からの完全実施が決定したのである。

試行実施に際して、館内の廊下等に設置されていた灰皿をすべて撤去し、構内6か所を「喫煙可能場所」(資料2)として指定した。また、喫煙可能場所指定にあたっては、「広さや車・歩行者の通行の妨げにならないこと」、「喫煙者がくつろげること」、「防火管理上の面」が考慮された。それと同時に、全館内のいたるところに「館内禁煙」のビラが貼られ、学内には館内禁煙実施を知らせる立て看板と、「喫煙マナーカード」(資料3)が置かれた。喫煙マナーカードには、喫煙者に対して喫煙の際のマナーポイント6項目と、受動喫煙防止のための提案・意見、喫煙環境の改善要望などのアンケート、喫煙による健康被害防止及び受動喫煙防止に関する標語募集案内、そして、喫煙可能場所を示す構内建物地図が示されている。

保健管理室からは啓発活動の一環として、7月21日試行実施を前にした14日付で、「保健管理室レター」が発行され、たばこの健康被害やニコチン依存度を知るチェック項目等を掲載した。試行実施後には、構内2箇所に設置されていたたばこの自動販売機のうち、1箇所は撤去された。くわえて喫煙可能場所の灰皿の数は、実施以前に比べ大幅に増加した。

これからの動向については、実施から日が浅いこともあるのか、どのような方向で進めていくかという具体的な行動計画策定にはいまだ至ってはいない。その点に関しては、社会情勢を窺いながら、また、学内に配置した「喫煙マナーカード」を9月現在、通信教育部の学生を中心に65枚回収しており、その意見内容を参考にできる限り今後活かしていく用意がある⁽¹⁴⁾。

しかし、実施から試行期間も含めて約2か月(10月現在)、課題は少なくない。例えば、建物入り口付近での喫煙者の急増や歩きタバコ吸殻の投げ捨てが顕著である。そこで次章では、大学は館内禁煙実施に際して、試行期間を設けるなどの対策を講じたのに、何故このような現状が引き起こされたのか、その要因は一体何であるのかを考察するとともに、構成員の意識の考察から、佛教大学における望ましい喫煙環境の在り方とその課題について述べる。

3. これからの佛教大学における喫煙環境のあり方

(1) 喫煙対策と構成員のマナー意識

大学には多くの人が集まる。通学生の約半数を占める未成年をはじめ、妊娠中の女性や呼吸器系患者など、多様な人びとが集まる大学においては、喫煙者と非喫煙者が互いに喫煙権、嫌煙権を侵害しないための喫煙環境が必要である。それを考える場合、受動喫煙を防止するには、全面禁煙よりも分煙という方法が最適である。先述の意識調査の結果(④)においても、多くの構成員が分煙を望んでいる。しかし、それは徹底されたものでなければ効果はない。ここでは大学という場所における喫煙環境、特に佛教大学において完全な分煙環境をいかにして構築することが望ましいのか見ていく。

最近の佛教大学における喫煙状況は、館内禁煙が完全実施されているにもかかわらず、喫煙可能場所ではない建物出入り口付近の喫煙、構内の歩きタバコや吸殻の投げ捨てなどの喫煙マナーが以前より悪化している。大学には、試行期間を設けたり、喫煙可能場所を指定したりと様ざまな対策を講じているにもかかわらず、このようにマナーや対策の内容が守られていない要因を追求していく必要がある。

大学は、学内に設置した「喫煙マナーカード」において「施設面での禁煙・分煙が必ずしも最良の方法であるとは考えていません。(中略)規則などで防止する前にタバコを吸う人のマナーにより受動喫煙を防止することが大切と考え」(資料3参照)と記されていることからわかるとおり、受動喫煙の防止を何よりも喫煙者のマナーに求めている。確かに、上から押し付けた形の対策では反発する者が少なからず出てきてしまい、根本的な解決とはならない。マナーによって受動喫煙を防止することは、喫煙権、嫌煙権共に侵害されない適切な方法であるといえる。しかし、その際には学内全体にマナー行為を浸透させることが最も重要な点となる。そこで大学は、マナー意識向上を目的とした「喫煙マナーカード」を出し、そのなかで喫煙する際の6項目のマナーポイントを示し遵守することを求めている。しかし、このマナーカ

ードはキャンパス内の数箇所にそのコーナーを作って設置されているだけで、構成員全員に配布したものではない。たばこに関してよほど問題意識がある者でないと「喫煙マナーカード」を手にしないことは容易に想像できる。今求められるのは、マナー意識や問題意識の薄い喫煙者の対策である。

（2）現状の受動喫煙防止対策不振とその要因

ここでは、現状における受動喫煙防止対策の不振の問題を、1)「建物出入り口付近での喫煙」、2)「歩きたばこや吸殻の投げ捨て」、3)「屋外での受動喫煙の増加」の3つに焦点を当て、それらの要因をさまざまな観点からみていくことにする。

1) 建物出入り口付近での喫煙

建物出入り口付近での喫煙が多くみられる現状について考えられる要因は、館内禁煙を実施する際、同時に喫煙可能場所以外での禁煙対策を徹底していなかったことがあげられる。そのため、建物出入り口付近では、その場所が禁煙場所であることをはっきりと示す必要がある。特に、トップダウン方式の実施では十分に徹底した説明が必要であり、構成員の理解を得るように努めなければならない。

また、喫煙者にとって90分の講義という長い時間、喫煙できない状態が続くということは、約30分でニコチンが切れ⁽¹⁵⁾てしまうことを考えると耐え難いことである。そのため、講義が終わって館外へと出ればすぐ、たばこに手が行くのは理解できなくはない。このような喫煙者の生理や心理に関する知識や認識を踏まえて対策を考える際には、保健管理室の委員会への参加が不可欠であろう。

2) 歩きたばこや吸殻の投げ捨て

館内禁煙の実施以前以上に、歩きたばこや投げ捨てが顕著に見られる要因には、「館内禁煙」と「喫煙可能場所の設置」の完全実施の旨が学内掲示板やHP上に出されていないという大学側のアピール（説明）不足に加え、「喫煙可能場所」の設定に関する際の問題がある。吸殻の投げ捨てに関しては、喫煙者はその場が喫煙可能場所であるかどうかを知らないため、灰皿がない場合、吸殻をその場に投げ捨ててしまうと考えられる。歩きたばこに関して喫煙可能場所間の距離が近いために、また、喫煙可能場所と禁煙場所との境界があいまいなため（資料2参照）、屋外の至るところで歩きたばこがなされており、さらにその歩きたばこが投げ捨てを引き起こしていると思われる。喫煙可能場所は、「灰皿が置かれている場所」であると徹底することが必要である。

3) 屋外での受動喫煙の増加

構内を移動する際には、ほとんどの場合「喫煙可能場所」を通行しなければならない。もし「喫煙可能場所」を避けて移動する場合は遠くを迂回しなければならない。さらに屋外で過ごす場合、ベンチのある場所がほとんど「喫煙可能場所」であるため、非喫煙者の過ごす場所は

屋外にはないといってよい状態となっている。

健康上の理由により、受動喫煙で苦しんでいる学生や教職員の悲痛な叫びが調査の自由記述欄にいくつかあった⁽¹⁶⁾。非喫煙者にとっては、今回の対策によって館内の受動喫煙がなくなったが、屋外での受動喫煙が増えてしまっている。そのため、今後対策を再検討する必要がある。

以上のように、今回大学の法律施行から約2ヶ月で対処した動きの早さは評価できるが、現状からは上述の3点が依然として問題として残されている。

受動喫煙を根本的に防止しようとするならば、その対策は喫煙者の心理面、マナー面、非喫煙者の配慮など様ざまな面を考慮していかなければならず、決して一方的、短絡的、短期的なものであってはならない。そして何よりも、忘れてはならないのは、この法律の目的と意図は「受動喫煙の防止」であり、「健康増進」であるということである。

(3) 喫煙防止対策のための教育の重要性

受動喫煙防止のための完全な分煙を徹底するためには、その対策として短期的展望と構成員に対する教育、支援といった長期的展望があるが、その両方とも欠かすことができない。

短期的展望としての対策とは、今回大学が講じた館内禁煙の実施や喫煙可能場所の設置といったものである。これは重要な対策であるが、それを円滑にすすめるためには、その対策の理解を構成員に求めることが必要となってくる。これは、たばこに関する教育(喫煙防止教育)の一つであり、長期的展望に立つ対策である。それは即効性は見られないかもしれないがより確実である。たばこに関する教育には、たばこの害などたばこに関する知識教育やマナー啓発、喫煙をやめたい人への支援などが考えられる。調査結果(①)においては、喫煙者の多く(65%)はたばこをやめたいと考えている。禁煙の仕方もいろいろある⁽¹⁷⁾ので、その人にあった解決方法を考えていく必要がある。

また、20歳を過ぎれば、たばこを吸うことは法的にも規制されることがなく誰もが持つ権利となるが、この年齢は多くの学生にとって大学生活の中で迎える年齢である。そう考えると多くの者にとって、たばこを覚えるのはこの時期であろう。たばこを手にするか、しないかの分かれ目はまさにこの時期であるから、たとえば自動販売機の設置など喫煙しやすい環境を作らないことが大学ならではの喫煙防止教育の一環である。青少年の喫煙防止は、青少年期の健康保持につながるばかりでなく、将来の生活習慣病などの長期にわたる健康問題の予防につながるのである。そこで、健康被害をはじめとするたばこ問題についてしっかりとした問題意識を持たせる教育が望まれる。調査結果(⑤)においても多くの人が大学にこの面での支援を求めている。

今日社会全体でマナーがよくない原因のひとつとしては、今日の社会が科学的合理主義によるものの見方によって他者の存在を「もの」化していることが考えられる。自分の存在に有意

味な他者の存在を認め、自らの振る舞いを通してその他者への配慮を示そうとする振る舞いをマナーと呼ぶならば、マナーを守るということは、一方が人間主体として現れるときには他方が「もの」と化してしまうような関係ではなく、両者がともに生きる実践的主体として現れるような人間関係をつくるということである。つまり自己と他者との「共生」である。ここでの「共生」は、「共に生きるためにはどうすればよいか」、たばこ問題でいえば「喫煙者と非喫煙者が共に生きるためにはどうすればよいか」という解釈ではなく、「共に生かされている」、つまり「喫煙者も非喫煙者も共に生かされている」ことに気づき、互いが喫煙問題を自己のものとして考えていかなければならないということである。この意味の「共生」は互いを尊重しあう仏教の思想にも通じ⁽¹⁸⁾、仏教を建学の理念とする佛教大学は、この「共生」を自覚させる教育によって喫煙防止をすすめていくことができる特徴を生かす必要がある。

（４）これからの佛教大学における喫煙環境のあり方

大学は、公共施設であり、教育機関であり、研究機関であり、また職場でもあるというさまざまな側面を持ち合わせた複合的な場所である。大学におけるさまざまな問題を解決しようとする場合、多様な立場の人びとが共存していることを視野に入れ、多方面からの意見を尋ね聞く姿勢が求められる。ある一面の立場の意見にもとづく対策では、ほかの立場のものが守れない、守らないと予測される。このことはたばこの問題を考える場合も同じである。ある大学では一方的にキャンパス内の全面禁煙を敢行したが、その結果、トイレ等で隠れて吸う者が現れたり、キャンパスの周辺道路において喫煙する者が集まり、受動喫煙や吸殻等に関して大学内やその周辺から苦情が殺到したという報告がある⁽¹⁹⁾。

佛教大学も構成員の意見を求めるべく「喫煙マナーカード」においてアンケートを求めている。しかし、設置場所等に問題があるため偏りが出てしまう。この点についても、喫煙者、非喫煙者が共存するためには偏りなく、広く意見を求めることが必要である。

佛教大学は、仏教を建学の理念としている。学則第1条に「仏教精神により人格識見高邁にして、活動力ある人物の養成を目的とし、世界文化の向上、人類福祉の増進に貢献することを使命とする」とあり、その教育方針は「学問の深奥を究めることにのみ留まらず、真の人間形成を究極の目標として、人類社会に貢献できるような活動力ある人材の養成」である。このことから喫煙防止教育を佛教大学が推進していくことは、何ら問題はない。むしろ、他を思いやる精神から、共に生かされていることを自覚し、たばこで苦しんでいる者の支援、たばこで苦しまないようにする喫煙防止教育を全面的に推し進めていくことが必要である。この教育において、社会へ出てからも喫煙防止を推進する側に立つ人材を養成することにもなる。

これからの佛教大学における喫煙環境づくりは、管理する者だけが考えるのではなくて、大学の構成員である、職員、教員そして学生の三者が互いにたばこ問題について意見を交わしていき、共有できるものとしていかなければならない。とりわけ建学の理念にもあるように「教

職員と学生との連携」「仏教精神に基づいた人材の養成」を深く認識し、社会情勢に合わせるのではなく、社会に先鞭をつける姿勢が求められる。

お わ り に

この調査及び研究は、本学大学院の講義の中で行われたものである。そして、受講生のほとんどがアンケート調査研究の経験がなく、不慣れではあり、それを一つの形としてまとめるのは困難であるという意見も強かった。しかし、アンケートのなかでこの調査研究にキャンパス内の喫煙環境改善の期待と希望を寄せているメッセージが多数見られたため、これを講義の一環として埋没させてしまうことはできないという思いから、論文にまとめることにした。

大学の構成員の多くが分煙を求めている。しかし、健康増進を求めているのか、社会情勢に追随しているのかによって分煙の内容も変わってくる。これからの佛教大学は、それを十分に認識しながらこの大学に望ましい喫煙環境づくりを模索していくことが求められる。最後に、本研究のために調査に協力いただいた教職員、学生に対して感謝いたします。

〔注〕

- (1) なお、本研究は10月1日現在の喫煙環境を対象に考察している。その後若干、状況の変化(館内禁煙試行期間の変化等)はあるが、本稿の考察の方向性は変わるものではない。
- (2) 産業医科大学産業生態科学研究所編『喫煙の科学 職場の分煙テキストブック』(産業保健サイエンスファイル1)労働調査会 2000 p.12
- (3) 財団法人自治体国際化協会ホームページ「アメリカ合衆国におけるタバコ事情」参照
<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/jimusyo/105NY/INDEX.HTM>
- (4) 男女別統計等の詳細はJT(日本たばこ産業株式会社)ホームページ「2002年全国たばこ喫煙者率調査」参照 <http://www.jti.co.jp/News/02/NR-no21.html>
- (5) 伊佐山芳郎『現代たばこ戦争』岩波書店、1999 p.4
- (6) 空間分煙とは(一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法)と、本ガイドラインで説明されている。
- (7) 健康日本21ホームページ「各論 たばこ」参照
<http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/kakuron/index.html>
- (8) 健康日本21ホームページ「健康日本21地方政策の策定状況について」参照
http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/chihou_keikaku/sakutei/index.html
- (9) かながわ禁煙・分煙行動計画ホームページ参照
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tiikihoken/kenko21/t-kodokeikaku.htm>
- (10) 秦温信「いま喫煙対策を考える」『北海道医報』第1017号、p.33
- (11) 『学校の禁煙』ホームページ参照 <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/gakkou/daigaku.htm>
- (12) 『学校の禁煙』ホームページでは、2大学の分煙対策の不徹底が指摘されている。
- (13) たとえば立命館大学では、「たばこマナーキャンペーン」を2003年7月に3日間実施し、喫煙の健康問題やマナーに関する意識付けを行った。「立命館ニュース」7月8日参照
<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/koho/headline/topics/2003/07/tabaco.htm>
- (14) 資料3) 佛教大学喫煙マナーカード参照

佛敎大学における喫煙環境（北川 治）

- (15) 山岡雅顕監修『禁煙ドクターが教えるタバコのやめ方』扶桑社, 2003 p.44
- (16) 例えは, 「煙の臭いだけで気持ち悪くなる」「周囲の煙を吸うだけで呼吸困難になる」「体調の悪い時は, 受動喫煙によりトイレで何度も吐いた経験がある」という意見があった。
- (17) 前掲, (11)
- (18) 佛敎大学通信教育課程開設 50 年記念誌編集室編『佛敎大学通信教育課程 開設 50 年記念誌 共生』2002 p.134
また, 椎尾辨匡『有信有業の教育 國民教育に於ける宗教々育』甲子社書房 1935 など参照
- (19) 前掲, (11)

（きたがわ おさむ 教育学科）

- （やまもと のりひろ 佛敎大学大学院教育学研究科生涯教育専攻）
（よしだ すぐる 佛敎大学大学院教育学研究科生涯教育専攻）
（かじやま えみこ 佛敎大学大学院教育学研究科生涯教育専攻）
（こまむら かずみ 佛敎大学大学院教育学研究科生涯教育専攻）
（よしお やすゆき 佛敎大学大学院教育学研究科生涯教育専攻）

2003 年 10 月 15 日受理

【資料1】 標準化された学習成果評価

標準化された学習成果評価とは、学習成果の評価において、評価の尺度や方法が一定であることを指す。これは、評価の公平性、信頼性、および比較可能性を確保するために必要である。

標準化された学習成果評価の利点には、評価の公平性の確保、学習成果の比較可能性の向上、および学習者の学習動機を高める効果がある。一方で、学習者の個性や学習スタイルを十分に評価できないというデメリットもある。

標準化された学習成果評価の実施には、評価の尺度や方法を事前に定め、評価の過程を厳格に管理し、評価の結果を適切に解釈することが重要である。

標準化された学習成果評価の具体的な実施方法としては、試験の形式や内容の統一、評価の尺度の明確化、および評価の結果の適切な解釈などが挙げられる。

標準化された学習成果評価の今後の展望としては、学習者の個性や学習スタイルをよりよく評価できるような評価方法の開発が期待される。

標準化された学習成果評価の参考文献

① 教育評価学会 (2003) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

② 教育評価学会 (2004) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

③ 教育評価学会 (2005) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

④ 教育評価学会 (2006) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑤ 教育評価学会 (2007) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑥ 教育評価学会 (2008) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑦ 教育評価学会 (2009) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑧ 教育評価学会 (2010) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑨ 教育評価学会 (2011) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑩ 教育評価学会 (2012) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑪ 教育評価学会 (2013) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑫ 教育評価学会 (2014) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑬ 教育評価学会 (2015) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑭ 教育評価学会 (2016) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑮ 教育評価学会 (2017) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑯ 教育評価学会 (2018) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑰ 教育評価学会 (2019) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑱ 教育評価学会 (2020) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑲ 教育評価学会 (2021) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

⑳ 教育評価学会 (2022) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉑ 教育評価学会 (2023) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉒ 教育評価学会 (2024) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉓ 教育評価学会 (2025) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉔ 教育評価学会 (2026) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉕ 教育評価学会 (2027) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉖ 教育評価学会 (2028) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉗ 教育評価学会 (2029) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

㉘ 教育評価学会 (2030) 『教育評価の理論と実践』 教育出版

